

和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画

令和8年3月

和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会

目 次

第1章	目的	1
第2章	緊急輸送道路	1
第3章	防災拠点	2
第4章	計画の変更	3

第1章 目的

「緊急輸送^{*1}を確保するため必要な道路」（以下「緊急輸送道路」という）は、災害発生直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要であり、耐災害性が確保されているとともに、災害発生時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画（以下「計画」という）を策定し、緊急輸送道路の整備を計画的に推進していくものとする。

なお、本計画は、災害対策基本法に基づく地域防災計画及び防災業務計画、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画などを策定するための基礎資料として位置付けられるものである。

*1 緊急輸送

災害発生時における人命の安全確保、被害の拡大防止又は災害応急対策^{*2}の円滑な実施を図るための救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に、必要な人員及び物資等の輸送をいう。

*2 災害応急対策

災害発生の防御、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う情報の収集及び伝達、施設及び設備の応急復旧、被災者の救難、救助、保護、消防、水防その他の応急措置等をいう。

第2章 緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡し、又はそれらの拠点を相互に連絡する道路をいう。

また、既設道路及びおおむね5年以内に供用予定の道路を対象にすることを基本とし、必要に応じて、河川管理用通路、臨港道路、農道等の道路法以外の道路等についても選定する。

(2) 緊急輸送道路ネットワーク

緊急輸送道路ネットワークは、自然条件、産業・経済、都市構造等の地域特性を踏まえるとともに、防災拠点を効率的に連絡し、緊急輸送に有効なネットワークとする。また、災害発生後の利用特性により、下表のとおり第1次、第2次、第3次の区分とする。（別添参照：和歌山県緊急輸送道路ネットワーク図）

なお、第1次及び第2次緊急輸送道路ネットワークの選定にあたっては、2車線以上、多重化及び代替性（迂回路や他の交通機関）を確保するように努める。また、脆弱区間（事前通行規制区間、狭隘区間、防災対策の要対策箇所等）については、特に考慮する。

緊急輸送道路ネットワーク	定義
第1次	1次拠点（県庁、地方中心都市の市役所及び重要港湾、空港、災害拠点病院、広域防災拠点等）を連絡する道路
第2次	第1次緊急輸送道路ネットワークと2次拠点（市町村役場、指定行政機関、指定公共機関、自衛隊基地の庁舎、災害支援病院等）を連絡する道路又は第1次緊急輸送道路ネットワークを補完する道路。
第3次	第1次及び第2次緊急輸送道路ネットワークと3次拠点（その他の防災拠点）を連絡する道路

第3章 防災拠点

防災拠点は、地震防災対策特別措置法第3条第1項第5号でいう指定拠点及び災害対策上重要と考えられる拠点等をいう。また、各防災拠点の役割や対象範囲等により、重要度に応じて以下のように1次、2次、3次の区分とする。（別添一覧参照）

(1) 1次拠点

災害応急対策の実施において、広域軸として重要な防災拠点

例) 広域的な救急医療体制を確保する拠点、広域的な人員及び物資等の輸送を行う拠点、県全域又は各地域圏の災害応急対策の中核を担う拠点。

(2) 2次拠点

人命の安全確保、被害の拡大防止、初動の災害応急対策の円滑な実施に必要な防災拠点

例) 救急医療体制を確保する拠点、人員及び物資等の輸送を行う拠点、初動の災害応急対策（災害情報の伝達・収集、ライフラインの保安等）を実施する拠点。

(3) 3次拠点

上記以外のその他の防災拠点

例) 救援物資等の備蓄又は集積拠点

第4章 計画の変更

緊急輸送道路の事業中区間の開通や防災拠点の追加・削除等の事象が生じた場合、計画の変更を行うものとする。なお、計画の変更にあたっては、緊急輸送道路相互及び連絡する防災拠点と連携を図る必要があることから、国、県、警察、自衛隊等からなる和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会（事務局：和歌山県県土整備部道路局道路政策課、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所道路管理課）で行うこととする。